

議 案 書

教育委員会

令和 6 年 1 1 月定例会

議 事 日 程

日 程	1	第 5 1 号議案 …………… 学校運営協議会の設置について	P 3 ～ 5
日 程	2	第 5 2 号議案 …………… 長崎市公民館条例施行規則の一部を改正 する規則	P 6 ～ 8
日 程	3	第 5 3 号議案 …………… 長崎市出島史跡整備審議会委員の委嘱に ついて	P 9 ～ 1 4
日 程	4	第 5 4 号議案 …………… 議会の議決を経るべき議案についての意 見の申出について	P 1 5 ～ 2 1
日 程	5	第 2 7 号報告 …………… 長崎市教育支援委員会の審議結果につい て	P 2 2 ～ 2 4

第 5 1 号議案

学校運営協議会の設置について

次のとおり学校運営協議会を設置する。

1 学校運営協議会を設置する学校

長崎市立琴海中学校

2 設置日 承認の日

令和 6 年 1 1 月 6 日 提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

学校運営協議会を設置したいので、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 6 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 照」

○ 長崎市学校運営協議会規則（抜粋）

（協議会の役割）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び対象学校の校長（以下「校長」という。）の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等（以下「保護者等」という。）の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校及び保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の役割を達成できると認める長崎市立小学校条例（昭和39年長崎市条例第20号）別表に掲げる小学校（以下「小学校」という。）又は長崎市立中学校条例（昭和39年長崎市条例第21号）別表に掲げる中学校（以下「中学校」という。）ごとに協議会を設置するものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の小学校又は中学校について、1の協議会を設置することができる。

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(16) 学校運営協議会の設置並びに委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 中 略 〕

第4条 教育委員会は、第2条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事務を教育長に専決させるものとする。

〔 中 略 〕

(4) 学校運営協議会の委員の任命及び委嘱に関すること。

〔 以下、略 〕

第 5 2 号議案

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市公民館条例施行規則（昭和 3 5 年長崎市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「、長崎市滑石公民館及び長崎市福田地区公民館」を「及び長崎市滑石公民館」に改める。

第 9 条第 4 号中「、長崎市福田地区公民館」を削る。

別表第 2 第 2 項中「、長崎市福田地区公民館」を削り、同表第 7 項の表に次のように加える。

	調理実習室	1 時間につき	1 7 4
--	-------	---------	-------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 第 7 項の表に加える改正規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

令和 7 年 4 月 1 日付で福田地区公民館が福田地区ふれあいセンターへ移行すること、また、川原地区公民館及び為石地区公民館の調理実習室に冷暖房設備を設置したことから規則の整備が生じたので、長崎市教育委員

会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により教育委員会の決定を経るため、この議案を提出する。

「参 考」

- ・ 長崎市公民館条例施行規則 新旧対照表 ・ ・ ・ ・ 別 添

「参 照」

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(7) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

〔 以下、略 〕

第 5 4 号議案

議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について

議会の議決を経るべき次の議案について、市長から意見を求められたが、
原案のとおり了承する。

- | | | |
|---|----------------------------|-----------|
| 1 | 公の施設の指定管理者の指定について（長崎市北公民館） | 別紙 1 のとおり |
| 2 | 公の施設の指定管理者の指定について（長崎市科学館） | 別紙 2 のとおり |
| 3 | 令和 6 年度長崎市一般会計補正予算 | 別紙 3 のとおり |

令和 6 年 1 1 月 6 日提出

長崎市教育委員会

教育長 西 本 徳 明

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき議案について市長から意見を求められたことに伴い、長崎市教育委員会教育長事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 2 号の規定により、教育委員会の決定を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別紙 1」

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市北公民館及びチトセピアホール
- 2 指 定 管 理 者 長崎市西山 2 丁目 2 2 番 1 8 号
有限会社 ステージサービス
取締役 出口 亮太
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市北公民館及びチトセピアホールの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○ 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

「別紙 2」

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市科学館
- 2 指 定 管 理 者 長崎市淵町 2 番 2 5 号
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社
代表取締役社長 大熊 稔幸
- 3 指 定 の 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 年 月 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

長崎市科学館の管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参 照」

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

令和6年度 一般会計補正予算（教育委員会関係費）

（単位：千円）

事 項 名	補正予算額	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
10.6.3〔社会教育費・文化財保護費〕						
【補助】文化財保存整備事業費・国指定重要文化財旧オルト住宅	△103,800	△51,900	△5,200	△46,700	-	-
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
	-					
小 計	△103,800	△51,900	△5,200	△46,700	-	-

【繰越明許費】

(単位：千円)

事業名	金額	繰越事由
10.1.5〔教育総務費・教育諸費〕 教育諸費 教育諸費事務費	9,267	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、契約締結している「住民記録系システム（就学業務）標準化に伴うデータ移行等業務委託」について、システムの提供事業者から新システムの提供時期の遅れが報告されたことから、年度内に業務委託が完了しない見込みであるため。

【継続費】

(単位：千円)

事業名	事業年度	補正前の額	補正額	補正後の額
【補助】文化財保存整備事業費 国指定重要文化財旧オルト住宅	令和4年度	10,700	－	10,700
	令和5年度	205,600	－	205,600
	令和6年度	239,800	▲ 103,800	136,000
	令和7年度	143,900	26,100	170,000
	令和8年度	－	184,400	184,400
				－
	総事業費	600,000	106,700	706,700

債務負担行為補正

事項	期間	限度額
長崎市北公民館指定管理	令和7年度から令和11年度まで	208,950千円
長崎市科学館指定管理	令和7年度から令和11年度まで	779,200千円

「参 照」

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

〔 以下、略 〕

○ 長崎市教育委員会教育長事務委任規則（抜粋）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

〔 中 略 〕

(12) 法第 2 7 条及び第 2 9 条に規定する意見の申出に関すること。

〔 以下、略 〕

○ 地方自治法（抜粋）

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

〔 中 略 〕

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

〔 以下、略 〕